

12月10日から16日までは

北朝鮮人権侵害問題啓発週間



人権侵害問題に対する認識を深めよう!

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律は、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

ラジオ番組放送のお知らせ



人権を考える5分間のラジオ番組

明日への伝言板

CROSS FM
にて放送

放送日

本放送/毎週月曜日～金曜日

令和8年

11月23日(月)～12月18日(金)

15:54～15:59

再放送/毎週月曜日～金曜日

令和9年

1月4日(月)～29日(金)

18:41～18:46

拉致によって奪われた普通の時間

本放送 12月11日(金) 再放送 1月22日(金)

北九州市人権推進センターがお送りする「明日への伝言板」です。

令和七年十月五日、北朝鮮に拉致された横田めぐみさんの弟、横田拓也さんが北九州市で講演を行いました。この日は、めぐみさんの六十一歳の誕生日。しかし、拓也さんの記憶には十三歳の姉の姿しかありません。

講演会では、ある日突然、めぐみさんを奪われた家族の切実な思いが伝えられました。

昭和五十二年十一月十五日、新潟県の日本海にほど近い町に住む横田さん一家にとって、その日の夕食も、いつもと同じ明るくにぎやかな食卓になるはずでした。ところが、中学校のバドミントンの部活動を終えて帰ってくるはずの時間になっても、めぐみさんが帰ってきません。めぐみさんは、こつ然と姿を消してしまっただけです。それが北朝鮮による拉致だと分かったのは、二十年もたってからのことでした。

拓也さんは地図を使って、中学校と、めぐみさんが拉致された場所、自宅の位置関係を示してくれました。めぐみさんがいなくなっただと思われる場所は、自宅から歩いてわずか一分ほどの距離。住宅街の中でした。拉致によって、当たり前前の幸せや生活を一瞬で奪われる。そんな理不尽な出来事が、私たちの日常と何一つ変わらないところで起きたのです。

めぐみさんは、拓也さんにとって、ひまわりのように明るく、何事にも前向きなお姉さんでした。

そんなめぐみさんがいなくなっただけからというもの、家族の生活は大きく変わります。拓也さんは、浴室で頭にお湯をかけながら、息と涙を押し殺して泣いている父・滋さんの姿を見たことがありません。両親は、本当に苦しい中で我慢して戦い続けていたのです。

めぐみさんと同い年くらいの女性と話をすると、めぐみさんも拉致されていなければ、自分の好きな仕事をし、生き生きと幸せに暮らしていたのではないかと、拓也さんは思うそうです。

めぐみさんが帰ってきたら、二人で草原に寝転んで、青い空に浮かぶ白い雲を見て、「やっと自由になれたね」と語りかけてあげたい。それが夢だという母・早紀江さんは、拉致被害者の家族会でただ一人の親世代となってしまうとした。

拉致問題は決して過去のことではなく、現在もなお続いている問題です。

「拉致されたのが自分だったら、自分の家族だったらという自分事に置き換えた目線で、この問題を改めて見つめ直してほしい」という拓也さんの言葉を、しっかりと受け止めることが大切ではないでしょうか。また。